

令和2年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況

《神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体（北神戸田園スポーツ公園指定管理者）》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ①仕様書の内容どおりに施設管理を行うべきもの 北神戸田園スポーツ公園管理運営業務仕様書「6 運営内容 (8)維持管理, 清掃, 警備等 ②」では, 施設の維持管理・清掃等に関し, 応募要領「北神戸田園スポーツ公園維持管理業務仕様書」により, 適切に管理を行うこととされている。 また, 「北神戸田園スポーツ公園維持管理業務仕様書」Ⅱ章「3. 建物・設備等保全業務 (2)業務内容 ②法定点検, 定期点検及び保守業務」によると, 「法定点検のうち公共建築物点検は, 法及び要綱に基づき実施すること(要約)」とあり, (別紙1)においても建築は1回/3年, 設備は1回/1年の周期で行うこととされている。 ここで, 管理運営業務仕様書13に基づき提出される事業報告書(令和元年度)によると, 「7. 施設の維持管理報告書(1)施設管理, 植栽管理, 設備管理」の中で, 「施設・設備管理業務については, 別紙維持管理計画表のとおり実施し, 施設管理責任者が確認」したとされていたが, 維持管理計画表のうち, 設備等管理ー公共建築物ー公共建築物定期点検ー設備(1回/1年)について指定管理者に点検結果の内容について確認したところ, 指定管理者も, 再委託先の専門業者においても法定点検に追加・改正されたとの認識が双方になく, 行うべき点検の一部(防火設備点検)の点検漏れがあり, 指定管理者はそれに気づかず事業報告書を提出したとのことであった。 指定管理者は, 当該点検をもれなく実施したうえで, 事業報告を行うべきである。 神戸市所管局は, 指定管理者に対し, 仕様書どおりの維持管理を行うよう指導	「公共建築物定期点検ー設備」については, 建築基準法第12条により年1回の法定点検が義務化されており, 当園設備では, 昇降機・建築設備・防火設備が該当するが, この度, 本監査での指摘を受け改めて調査を行った結果, 防火設備について点検漏れがあることが判明した。 令和2年度分については, 3月初旬に点検を完了し「問題なし」との結果を得ている。 今後は, 再発防止に向け当園および委託業者で法令改正等のダブルチェックを徹底するとともに, 監査チームによる監査を実施する。引き続き法令及び仕様書等に則った維持管理の徹底に努めていく。 市所管局においては, 指定管理者に対し, 再委託している業務を含め, 本件の原因究明及び再発防止, 適切な業務の履行を指示した。今後も, 法令, 仕様書等に則った適切な維持管理を指導していく。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
すべきである。		
②備品の管理を適正に行うべきもの 北神戸田園スポーツ公園において、備品管理簿（備品台帳）を確認したところ、令和元年度中に登録された備品はなかったが、修繕費一覧を確認したところ、備品に該当すると思われる物品の購入があった。 ＜事例＞購入された物品 9月23日 体育館防球フェンス更新 （防球フェンス（2×3m：トーエイライト B-3563）@44,042（税込）×2 台＝88,084 円） 指定管理者に備品管理簿（備品台帳）の記載方法について口頭で確認したところ、備品管理簿（備品台帳）に記載した備品を買替した場合には、備品管理簿（備品台帳）に記載した品名・数量に変更はないことから、備品の不用処分（破棄）、買替に伴う記載等を行っていないとのことであった。 また、指定管理施設の神戸市に帰属する備品について、備品管理簿（備品台帳）に記載されているが、備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。 指定管理基本協定書によると、指定期間中に指定管理料で購入した管理備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるものの帰属は神戸市、一般事務に資する事務用品等の帰属は指定管理者となっている。 また、管理運營業務仕様書によれば、神戸市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとし、経年劣化等により、神戸市に帰属する備品を廃棄するときは、事前に神戸市の承認を得なければならないこと、指定管理者は新たに神戸市の所有となる備品を調達した場合、又は神戸市の承認を得て備品を処分した際は備品管理簿（備品台帳）に記載し、備品を適正に管理することとしている。さらに、神戸市物品会	本件については、既存の備品を更新した際、備品台帳の更新が漏れていた。 また、現在、備品台帳の整理及び備品番号票の貼付を順次進めているところであるが、全ての備品に対しては完了できていない状況である。 台帳更新が漏れていた分については速やかに市に報告し是正するとともに、備品台帳の整理及び備品番号票の貼付を進めていく。 市所管局においては、指定管理者に対し、適切な備品管理を指導するとともに、所管局としても、定期的に備品台帳を確認するなど、適切な備品管理に努めていく。	措置方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利のようにしなければならない。」と定めている。 指定管理者は、神戸市に帰属する備品については、同規則等に基づき管理し、必要な承認手続きを経て、不用処分（廃棄）、及び購入の旨を備品管理簿（備品台帳）に記載するべきである。 また、備品を容易に特定するため、帳簿との対照に便利になるよう、同規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。 神戸市所管局は、指定管理施設の備品を定期的に点検するなど管理状況を確認するとともに、指定管理者が同規則等に沿った適正な備品管理を行うよう指導するべきである。		
③指定管理業務に係る許可書等書類を共同事業体の名称を冠して作成するべきもの 指定管理者が発行した有料公園・有料公園施設使用許可書（使用承認書兼領収書）等の書類が「北神戸田園スポーツ公園園長（若しくは「北神戸田園スポーツ公園）」名で発行していた。 また、修繕費の対象である「北神戸田園スポーツ公園体育館他便所改修工事」発注に係る工事請負契約書の注文者名は指定管理者名を冠さず同公園園長名となっていたほか、事業報告書、月報・日報、使用料の納付書等の書類作成者名を指定管理者（共同事業体）名とするべきところ、代表企業である神戸電鉄株式会社（以前の指定管理者名）となっていたものもあった。 神戸市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備されていないが、庁内の施設所	ご指摘に従い、令和３年度より同許可書等の様式を共同事業体名義に改めた。 市所管局においては、指定管理者に対し、許可書等を発行する際、共同事業体の名義で発行するよう様式等の変更を指示した。今後も適切な名義及び様式の使用を指導していく。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「12. 12. 2 使用許可等を行う際の名義」で、「複数事業者が共同して指定管理者となる共同事業体形式をとる場合に、施設の使用許可等を行う際の名義については、指定に係る議案に記載されている指定管理者の名義（共同事業体名・代表団体名・代表者名を全て明記したもの）と一致している必要があります。共同事業体形式でない指定管理者においても同様ですので、ご注意ください。」とされている。 以上のことから、責任分担を明確にするためにも、指定管理者が行う許可時に発行する許可書等の書類については、指定管理者が共同事業体である場合には当該共同事業体の名称で作成すべきである。 また、神戸市所管局は、提出された書類や許可書の様式を確認するとともに、許可書等は指定管理者（共同事業体）の名義で発行するよう指導するべきである。		
(2) 意 見 ①施設の修繕及び補修の事前協議について 北神戸田園スポーツ公園管理運営業務仕様書「9 施設の修繕及び補修 (1)修繕② (a)」において、1 件あたり 500 千円以上の修繕の場合、指定管理者は修繕の内容について事前に神戸市と協議を行い、その結果修繕を実施する場合は指定管理者の裁量にて行うこととなっており、指定管理者は「指定管理施設修繕協議書」により神戸市と事前協議を行っている。 令和元年度に実施したメイン球場防犯カメラ改修工事に関し、5 月 9 日に修繕予定金額は約 1,342,440 円として事前協議は行っていたが、指定管理者から後日提出された見積書（6 月 11 日提出）、請求書（7 月 26 日提出）では、当該金額が	本件については、工事費の増額変更の必要性が判明した時点で、市に口頭で報告・協議し承認を得ていたが、変更部分にかかる詳細な書面協議・報告等までは行っていなかった。 今後は、工事費及び工事内容等に大幅な変更があった場合は、変更内容・理由等について報告書等に記載するよう改める。 市所管局においては、指定管理者に修繕協議のルールを遵守させるために、次期仕様書等での再協議が必要な範囲の明示等を検討していく。	措置方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
1,931,040 円に増額していた事例があった。しかしながら、特に変更の協議の事実は確認できず、変更内容も記載されていないかった。 指定管理者は、実施する修繕等が協議内容と大幅に異なる場合は、市との再協議を行ったうえで金額を変更されたい。 また、神戸市所管課は、修繕費の変更の協議を要する範囲を業務仕様書等で定めたい。指定管理者に遵守させるよう指導をされたい。		